

●香川県警察本部告示第5号

香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年5月18日

香川県警察本部長 小 島 隆 雄

香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程

香川県少年警察活動実施規程（平成20年香川県警察本部告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(少年事件選別主任者)</p> <p>第16条 少年事件の処理を適正に行わせるため、<u>警察本部長は少年事件指導官を、警察署長は署生活安全課の課長を少年事件選別主任者に指定し、送致又は通告の措置に係る選別及び処遇意見の決定等に関し意見を聴くものとする。</u></p> <p>2 <u>警察本部長又は警察署長は、活動規則第12条第1項ただし書の規定により少年警察部門以外の部門に少年事件の捜査又は調査を行わせるときは、少年事件選別主任者に、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われるようその経過について常に把握させ、及び必要な支援を行わせるものとする。</u></p>	<p>(少年事件選別主任者)</p> <p>第16条 警察署長は、警察署における少年事件の処理を適正に行わせるため、署生活安全課の課長を少年事件選別主任者に指定し、送致又は通告の措置に係る選別及び処遇意見の決定等に関し意見を聴くものとする。</p> <p>2 警察署長は、活動規則第12条第1項ただし書の規定により少年警察部門以外の部門に少年事件の捜査又は調査を行わせるときは、少年事件選別主任者に、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われるようその経過について常に把握させ、及び必要な支援を行わせるものとする。</p>

附 則

この規程は、平成22年5月18日から施行する。